

令和 8 年 5 月定例総会

令和 8 年 5 月 8 日開催

議 事 録

土佐清水市 農業委員会

令和 8 年度 第 2 回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 5 月 8 日（金） 午後 3 時 00 分～午後 4 時 00 分
2. 開催場所 土佐清水市役所 2 階 第 1 会議室
3. 出席委員（13 人）

農業委員

- 1 番 上野 貴生
- 2 番 野老山 卓男
- 3 番 酒井 りつ子
- 4 番 池田 克彦
- 5 番 岡崎 直正

推進委員

- 1 番 安田 泰平
- 2 番 弘田 好希
- 3 番 田邊 昌一
- 4 番 上野 清吉
- 5 番 坂本 直幸
- 6 番 金谷 里美
- 7 番 今吉 次雄
- 8 番 弘田 香

欠席委員（0 人）

① 議案第 1 号 非農地証明の審議について

② 議案第 2 号 農地法第 3 条の申請に係る意見の審議について

事務局長兼農林水産課長
農林水産課長補佐
農業委員会事務局

中尾 吉宏
森岡 広繁
田邊 元寛

議長

(上野会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、5月定例総会を開会致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告致します。

本日は遅刻・欠席ともにありません。

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 非農地証明の審議について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について

の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

2番 野老山 委員

3番 酒井委員 の2名を指名いたします。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いします。

議長

(上野会長)

議案第1号 非農地証明の審議について

をおこないますが、本日は1件の審議となっています。

事務局
森岡補佐

議案第 1 号 非農地証明の審議について

担当者より説明を求めます。

第 1 号議案について説明します

議案書の 1 ページをご確認ください。

申請者の住所・氏名は記載のとおりです。

申請地は、

下益野字宮ノ下 1926 番 畑 292 m²

申請理由については、1 ページにあるとおりです。

申請位置については、議案書の 2 ページと 3 ページをご確認ください。
い。

申請者より、申請地は、平成 21 年より耕作放棄され原野となつてい
るとのことで、現地を確認しましたが駐車場として使用されており、
土は固く碎石も敷かれており農地としての原状回復は困難な状態で
ある。と思われます。

現状については、4 ページをご確認ください。

以上の申請を 4 月 16 日に受付を行い、

●土地の登記謄本【法務局】

●公図の写し（近隣の地目、所有者を記入したもの）【税務課記入】

●付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】

●現況写真

の必要書類は確認しております。

現地確認については、弘田委員にお願いいたしました。

審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長
（上野会長）

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いいたします。

弘田委員

事務局と現場確認に行ってきた。只今事務局の説明どうりです。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長
（上野会長）

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

安田委員

現状写真を見ると非農地でいいと思いますが、非農地証明の判断基準を見ますと、③で転用行為から20年以上経過とあるのですが？

事務局
森岡補佐

報告を受けたのは、平成20年ということなので、まだ15年～16年

になります。

安田委員

この場合基準からすると年数的にどうかと、でも現地写真を見るとわかるのですが、判断基準からみると、満たしていない。

難しいですね。

議長

(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号非農地証明の審議について

非農地として承認することが適切であると考えられる委員は挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって本件は、非農地として承認するものとします。

議長

(上野会長)

つづきまして、

議案第2号農地法第3条の規定による許可の審議について

3件の審議となっています。

議案第2号-① 農地法第3条の審議について

担当者より説明を求めます。

森川補佐

議案書の 5 ページをお願いします。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

内容は、譲渡による所有権移転の許可を求めるものです。

許可を受けたい農地は、土佐清水市三崎字浜三郎 4098 番地 畑

面積は 1,298 m²となります。

土地の位置図については、6～7 ページをご確認ください。

農地の現況写真については、8 ページをご覧ください。

農地法第 3 条第 2 項にある各号の条件について、

農地法第 3 条調書をもとに説明いたします。

9 ページを確認お願いします。

第 2 項第 1 号の「農地の全部効率利用」に係る確認です。

今回の農地については、サツマイモ等の露地野菜の栽培を行うので該当しません。

第 2 項第 2 号の「農業生産法人以外の法人」の確認です。

譲受人は、個人であるため該当しません。

第 2 項第 3 号の「信託の引受けによる権利が取得される場合」について、信託の引受にあたりませんので該当しません。

第2項第4号の「農作業常時従事」の確認です。

専業農家で、150日従事するので該当しません。

第2項第5号の「転貸禁止」の確認です。

自らが耕作することを確認しているので該当しません。

第2項第6号の「地域調和」の確認です。

引続き野菜を栽培する。とのことを確認しているので該当しません。

そういったことから、

農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われます。

以上の申請を3月17日に受付を行い、

関係書類を確認しております。

なお、本件については耕作計画書の提出がありましたので、申し添えます。

現地確認は弘田委員にお願いしました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いいたします。

議長
(上野会長)

弘田委員

事務局と現場確認にしました。大変きれいに整備して耕作していただきました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

岡崎委員

申請者は県外の方ですけど、150 日出来るのですか？

事務局田邊

従来は三崎に住んでいた方で現在は兵庫県と行き来しています。

三崎の自宅も申請地の横にあり一ヶ月に 15 日ほど帰ってきています。近くに管理をして頂く人もいて、二人で耕作するということです。

岡崎委員

わかりました

議長

(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 2 号-① 農地法第 3 条の規定による許可の審議について

議案のとおり承認することが適切であると考えられる委員は挙手

議長
(上野会長)

をお願いします。

挙手全員であります。

よって本件は、議案のとおり承認するものとします。

つづきまして、

議案第2号-② 農地法第3条の審議について

担当者より説明を求めます。

事務局
森川補佐

議案書の10ページをお願いします。議案第2号-②

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

内容は、譲渡による所有権移転の許可を求めるものです。

許可を受けたい農地は、

土佐清水市大岐字下港山 2830 番 28 畑 61 m²

土佐清水市大岐字下港山 2830 番 58 畑 52 m²

土佐清水市大岐字下港山 2830 番 164 畑 34 m²

土地の位置図については、11～12ページをご確認ください。

農地の現況写真については、13ページをご覧ください。

農地法第3条第2項にある各号の条件について、

農地法第3条調書をもとに説明いたします。

14ページを確認お願いします。

第2項第1号の「農地の全部効率利用」に係る確認です。

今回の農地については、サツマイモ等の露地野菜の栽培をおこなうので該当しません。

第2項第2号の「農業生産法人以外の法人」の確認です。

譲受人は、個人であるため該当しません。

第2項第3号の「信託の引受けによる権利が取得される場合」について、信託の引受にあたりませんので該当しません。

第2項第4号の「農作業常時従事」の確認です。

専業農家で、150日従事するので該当しません。

第2項第5号の「転貸禁止」の確認です。

自らが耕作することを確認しているので該当しません。

第2項第6号の「地域調和」の確認です。

これまでどおり野菜を栽培する。とのことを確認しているので該当しません。そういったことから、

農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われます。

以上の申請を4月16日に受付を行い、

関係書類を確認しております。

議長
(上野会長)

なお、本件については耕作計画書の提出がありましたので、申し添えます。

現地確認は今吉委員にお願いしました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

今吉委員

事務局と現地確認をしました。

13 ページの写真のとうりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

野老山委員

異議なし。

議長
上野会長

調書の所で第 2 項 4 号専業農家で 150 日従事すると書いていますが、職業欄に会社員と書いていますが、大丈夫ですか？

事務局田邊

民宿のオーナーさんだときています。行政書士さんから 150 日従事し

議長
上野会長

て耕作するときています。

わかりました。

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第2号-② 農地法第3条の規定による許可の審議について

議案のとおり承認することが適切であると考えられる委員は挙手をお願いします。

挙手全員ります。

よって本件は、議案のとおり承認するものとします。

議長
(上野会長)

つづきまして、

議案第2号-③ 農地法第3条の審議について

担当者より説明を求めます。

事務局
森川補佐

議案書の15ページをお願いします。議案第2号-③

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

内容は、譲渡による所有権移転の許可を求めるものです。

許可を受けたい農地は、

土佐清水市大岐字下港山 2830 番 29 畑 336 m²

土佐清水市大岐字下港山 2830 番 31 畑 115 m²

面積は 451 m²となります。

土地の位置図については、16～17 ページをご確認ください。

農地の現況写真については、18 ページをご覧ください。

農地法第3条第2項にある各号の条件について、

農地法第3条調書をもとに説明いたします。

19 ページを確認お願いします。

第2項第1号の「農地の全部効率利用」に係る確認です。

今回の農地については、サツマイモ等の露地野菜の栽培をおこなうので該当しません。

第2項第2号の「農業生産法人以外の法人」の確認です。

譲受人は、個人であるため該当しません。

第2項第3号の「信託の引受けによる権利が取得される場合」について、信託の引受にあたりませんので該当しません。

第2項第4号の「農作業常時従事」の確認です。

専業農家で、150 日従事するので該当しません。

第2項第5号の「転貸禁止」の確認です。

自らが耕作することを確認しているので該当しません。

第2項第6号の「地域調和」の確認です。

これまでどおり野菜を栽培する。とのことを確認しているので該当しません。

そういったことから、

農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われます。

以上の申請を4月16日に受付を行い、関係書類を確認しております。なお、本件については耕作計画書の提出がありましたので、申し添えます。

現地確認は今吉委員にお願いしました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

今吉委員

特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

野老山委員

異議なし。

議長
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第2号-③ 農地法第3条の規定による許可の審議について

議案のとおり承認することが適切であると考えられる委員は挙手を

お願いします。

挙手全員であります。

よって本件は、議案のとおり承認するものとします。

本日の議案は以上となります。

次回の定例総会は、令和8年6月10日（水）午後3時から

会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。

|